

組織再編税制の国際的側面について

平成 15 年 12 月 8 日
日本公認会計士協会

目 次

1 問題の所在	1
2 国際的側面に注目した組織再編税制の要約	1
(1) 二者間再編	2
(2) 三者間再編	3
(3) 株式交換・株式移転.....	3
3 実務上の問題点	4
(1) 法人税本法の組織再編税制における外国法人の取扱い.....	4
(2) 法人税本法の組織再編税制における内国法人の取扱い.....	8
(3) 租税特別措置法の株式交換等に係る取扱い	9
4 実務上の問題点を解決するための検討	10
(1) 外国における組織再編の取扱い	10
(2) みなし配当に対する二重課税の排除	11
(3) 外国における取引慣習の考慮	11
(4) 国外への資産の移転に係る取扱い.....	12
(5) 合併対価の柔軟化への対応.....	12
(6) 株式交換と三角合併等との整合性.....	12
5 米国における組織再編の国際的側面に係る考察	13
(1) 組織再編の定義及び課税の繰延べ.....	14
(2) 外国法人に係る取扱い	17
(3) 配当の定義	18
(4) 国際事業統合の実務について	18

1 問題の所在

平成 13 年度の税制改正で組織再編税制が導入されてから 2 年が経過し、国内においては会社分割をはじめ主として課税の繰延べが認められる税制適格の組織再編制度が活用され、産業の活性化や不良債権処理等に大きく貢献していると報じられている。一方、国際的な組織再編に目をむけると、日本法人が国際的な組織再編の当事者となる場合等における課税関係の安定性や予測可能性の程度が低いために、実際の取引を足踏みせざるを得ないケースや課税標準の計算等の解釈について困難を伴うケースも発生している。海外での法制度の体系が、我が国とは別の体系であることをかんがみれば、海外での組織再編に我が国納税者が関与する場合にこれを我が国税務上どのように取り扱うかという問題は容易には解決しない問題であることは当然である。一方で、国籍の異なる法人（設立準拠法の異なる法人）の事業を統合しようとする場合に、現状では国境を越えた株式交換や合併などの、株式を対価とする買収に対する税制及び会社法上の整備が十分とは言えず、グローバルでダイナミックな経済活動に対応できていない。例えば、企業の買収や統合におけるニーズとして、非課税で、100%の持分を、株式を対価として取得、が挙げられるが、これらのニーズをすべて充足した買収は、現在の日本の制度上困難であり、実務上はある程度の税コストを負担したり、100%の持分取得を断念する等の譲歩を余儀なくされているケースが多い。

本報告は、国際的な組織再編を行うに当たって税法上の取扱いが制約となり、再編が促進されない上記のような現状を問題意識の出発点として、税制、特に我が国組織再編税制に焦点を絞り、その国際的側面の取扱いについて 現行の制度を要約し、実務的な問題点を整理した上で、今後の我が国の組織再編税制の在り方について検討し、最後に参考情報として米国の取扱いを検討することとする。

2 国際的側面に注目した組織再編税制の要約

本節では、現行税制上設けられている国際的組織再編に係る規定について整理・要約をする。平成 13 年度の税制改正で導入された組織再編税制は、合併、分割、事後設立、現物出資を組織再編税制の対象として、法人税法の本法においてその課税関係が規定されている。法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 6 款組織再編成に係る所得の金額の計算（第 62 条から第 62 条の 7）においては、組織再編による資産、負債の移転を、譲渡取引と性格付け、時価による譲渡を行ったものとして、各事業年度の所得の金額を計算することを原則としつつも、一定の要件を満たした組織再編については、簿価による引継ぎ・譲渡をしたものとして、各事業年度の所得を計算する旨の規定を設け、一定の課税繰延措置を講じている。課税繰延措置の適用が受けられる場合には、組織再編によって、新株と旧株を交換する株

主のレベルでも譲渡損益が繰り延べられ、組織再編時の課税関係は生じないこととされている。

一方、株式交換、株式移転（以下「株式交換等」という。）は平成 11 年度の税制改正で租税特別措置法に規定が設けられ、法人税法の本法における組織再編税制の枠組みには制度上含まれていない¹。株式交換等は、新株を対価とした旧株の譲渡であるから、株式の交換時に株主は株式の譲渡損益の実現を認識するのが原則であるが、一定の要件を満たした場合には、租税特別措置法によりこの譲渡損益の繰延べが認められている。

組織再編税制は、資産を移転した法人の譲渡損益の認識を税務上繰り延べることを定めたものがある。以下で詳細に検討するが、再編に係る資産の譲渡は二つのレベルで生じる。一つは組織再編を実行する法人のレベルであり、もう一つは組織再編を実行する法人の株主のレベルである。ただし、資産を移転する法人の株主が当事者になるのは、再編により交付される新株と旧株の交換が生じる場合（再編により旧株の譲渡が生ずる場合）、すなわち合併及び分割型分割の場合のみである。分社型分割、現物出資、事後設立については、資産を移転する法人の株主に課税関係は発生しない。この点に注目すれば、前者の再編を「三者間再編」、後者を「二者間再編」と分類することができる。これらの分類に従って、それぞれの再編において、組織再編が国境を越える場合の課税関係について、どのような規定が設けられているかを概観する。また、株式交換等税制については、別途租税特別措置法の定めに従って、その取扱いを検討する。なお、便宜上、組織再編により資産、負債を移転する法人を「移転法人」、移転を受ける法人を「譲受法人」と総称する。

（1）二者間再編

法人税法施行令第 188 条第 1 項第 16 号、第 17 号では、それぞれ外国法人が国内において現物出資、事後設立をした場合の課税繰延要件についての規定、すなわち外国法人が内国法人に資産、負債を移転することによって行う組織再編（「外 - 内」（Out-In）の再編）について規定を設けている。通常の適格現物出資要件に加え、当該外国法人が国内に恒久的施設を有し、現物出資後も当該外国法人が国内に恒久的施設を有し、現物出資の見返りとして取得した株式を、国内において行う事業に係る資産として管理することが、課税繰延要件として追加されている。適格事後設立についても、おおむね同様の趣旨の規定が設けられている。一方、分社型分割については、外国法人の日本支店が分割法人となる再編について特段の規定を設けていない。

内国法人が外国法人に資産、負債を移転することによって行う組織再編（「内 - 外」（In-Out）の再編）については、法人税法第 2 条第 1 項第 12 号の 14 及び第 12 号の 15 において、それぞれ外国法人に対する現物出資・事後設立について一定の要件を満たすものについてのみ課税の繰延べを認める旨の規定、すなわち内 - 外の再編に係る規定が設けられている。これに対し会社分割については、現物出資のような外国に資産が移転する場合

の課税繰延要件に係る規定は存在しない。

以上を要約すると、分社型分割については、国境を越えた再編に係る規定は設けられておらず、現物出資・事後設立については、外 - 内、内 - 外両方の規定が設けられている。

(2) 三者間再編

三者間再編の課税関係は、二者間再編に比べて、若干複雑である。合併と分割型分割の課税関係の考え方は、おおむね同様に規定されているので、ここでは合併についての考え方をまず検討し、必要に応じ分割型分割について付け加えることとする。

税法は「合併」の概念について直接的に定義はしておらず、法人税法第2条第1項第11号、第12号において、それぞれ「合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人」を被合併法人、「合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人」を合併法人と定義しているのみである。特に商法上の合併に限定する旨の定めもなく、外国法人の合併もその範囲に入っているものと解される²。合併の場合には、課税関係が移転法人と移転法人の株主の両方に及ぶので、税法上の合併を内国法人のみに限定してしまうと、外国法人同士の合併は非適格合併となってしまう、被合併法人である外国法人の株式を保有している我が国の株主は、時価で新株と旧株を交換することになるので、常に課税関係が生じてしまい、同じ株主としての地位に基づく取引でありながら税務上の取扱いが異なってしまうこと、また、被合併法人となる外国法人が日本支店を有している場合には、外国法人同士の合併において当該支店の資産・負債が合併法人に移転した段階で、支店の実体は何も変わらない場合でも、税務上は時価で資産・負債が譲渡されたものとして取り扱われるので、常に当該支店に課税関係が生じてしまうこと等の理由により、特に合併の概念を国内の合併に限定せず、外国における合併についても、その実体に照らし、必要に応じて課税繰延措置の適用の可能性を残しているものと解釈できる。分割型分割も同様である。

一方、合併、分割型分割には、外 - 内の再編に係る課税繰延要件の規定及び内 - 外の再編に係る規定も存在しない。

以上を総括すると、我が国の組織再編税制上三者間再編については、内 - 外、外 - 内の再編に係る規定は設けられておらず、内国法人同士又は外国法人同士の再編、外国法人同士の再編における移転法人の株主に係る規定が設けられていると整理できる。

(3) 株式交換・株式移転

株式交換等に係る規定は、法人税法の本法ではなく、別途租税特別措置法第67条の9で手当てされている。株式交換等においては、特定子会社（商法第352条第1項の株式交換又は同法第364条第1項の株式移転により同法第352条第1項の完全子会社となる法人）はその株主が変更するが法人はそのまま存続するので、特に課税関係はなく、特定親会社（株式交換等で商法第352条第1項の完全親会社となる法人）は新株の発行（及び自己株

式の代用)により、特定子会社株式を取得するのみで、取得時点での課税関係は生じない。株式交換等に係る課税関係は、特定子会社株式と交換に特定親会社株式を取得する特定子会社株主に生じる。すなわち、税務上は特定子会社株主による、特定子会社株式の特定親会社への強制的な譲渡であるので、原則課税、一定の要件を満たす場合には、課税を繰り延べるものとして取り扱うと構成されている。

上記のとおり租税特別措置法第 67 条の 9 は、「特定子会社の株主である法人が、その有する特定子会社株式につき株式交換等による移転があった場合において、当該株式交換等により特定親会社から新株の割当てを受けたときは」課税繰延措置を講ずる旨定めている。換言すれば、課税繰延措置を受けるためには、株式交換等の当事者である特定親会社と特定子会社はいずれも商法上の株式会社でなければならず、非課税措置は商法上の手続に従った株式交換等に限定されることになる。この規定ぶりは、前述の合併・分割が、我が国の商法上のものに限定されていないことと対照的な取扱いである。

3 実務上の問題点

(1) 法人税法の組織再編税制における外国法人の取扱い

以上概観したように、外国法人に係る組織再編の規定は、法人税法施行令 188 条第 1 項第 16 号、第 17 号に適格現物出資、適格事後設立の要件がそれぞれ設けられているだけであり、それ以外は法人税法第 142 条の内国法人の納税義務の包括的な準用規定によることになる。したがって、法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 6 款の組織再編に係る規定が準用される結果、外国法人が当事者となる組織再編であっても法人税法第 2 条（総則）の定義に定める適格合併等の要件を満たせば税制適格の再編ということになり、課税繰延べの取扱いを受けることができるということになる。そこで、まず適格組織再編の要件について検討し、外国法人特有の事項があるかどうかについて吟味する。

適格合併の要件

適格合併の要件は、合併法人と被合併法人の持分関係によりその内容が異なる（法人税法第 2 条第 1 項第 12 号の 8、法人税法施行令第 4 条の 2 第 3 項）。

ア．100%の保有関係がある場合

- 合併交付金が交付されないこと

イ．50%超 100%未満の保有関係がある場合

上記に加え、

- 被合併法人のおおむね 80%以上の従業員が合併法人の事業に従事することが見

込まれていること

- 被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれることが見込まれていること

ウ．それ以外の場合

上記に加え、

- 被合併法人と合併法人の事業が相互に関連するものであること
- 当該関連する事業の相対的規模（売上金額、従業者の数、資本の金額、若しくはこれらに準ずる規模の割合）がおおむね 5 倍以内又は被合併法人と合併法人の特定役員（社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者）が合併後の合併法人の特定役員となること
- 被合併法人の株主等で合併法人の株式等の全部を継続して保有することが見込まれる者が有する被合併法人の株式の数を合計した数が、当該被合併法人の発行済み株式等の 80%以上であること（被合併法人の株主等の数が 50 人以上である場合を除く。）

以上、合併が適格となるための要件には、特に外国法人であることを理由としてこれが充足しなくなるものではなく、原則として、外国法人が当事者となる合併であっても内国法人の合併と同様に、上記の要件を満たせば、税務上適格合併となると考えられる。また、合併以外の組織再編についても、同様の規定ぶりとなっており、上記は組織再編税制全般について該当する。

外国法人の組織再編に係る我が国の課税関係

外国法人に係る組織再編について、我が国に課税関係が生じるケースとしては、

- ア．三者間再編において我が国に株主が存在する場合の株主の課税
- イ．外国法人の日本支店等があり外国法人が本国で合併等の再編をした場合の移転法人の日本支店における課税
- ウ．特定外国子会社等が行う再編に係る我が国の株主の留保金課税

の三つに大きく分けることができる。ア.については、海外での組織再編が税制適格とされれば、旧株の譲渡対価は、旧株の帳簿価額（分割型分割の場合には分割純資産対応帳簿価額）とみなすので譲渡損益は生ぜず（法人税法第 61 条の 2 第 2 項、第 3 項）また、みなし配当も生じないが（法人税法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号）非適格に該当する場合にはみなし配当が生じ（同）また、譲受法人の株式以外の資産が交付された場合には、旧株の譲渡があったものとして譲渡損益が生じることになる。イ.については、組織再編が適

格とされれば、移転法人の日本支店における譲渡損益は生じないが、そうでない場合には資産・負債が時価で譲渡されたものとして譲渡損益が認識される。ウ.については、例えば、外国関係会社が移転法人となる会社分割類似の組織再編が現地で行われた場合、現地税法上で非課税の譲渡所得が認識されると、当該外国関係会社が特定外国子会社に該当するかどうかの判定に使われる「所得に対して課される租税の額」を算定する際に、当該非課税譲渡所得をどう取り扱うかについて解釈上の問題が生じる。また、特定外国子会社等が移転法人となる会社分割類似の組織再編においては、その組織再編が適格となるか非適格となるかによって、合算対象となる特定子会社等の留保金の金額に影響を与えることになる。さらに特定外国子会社等が移転法人の株主である場合に、組織再編によって株式の交付を受けた場合にも、当該組織再編が適格か非適格かにより課税関係が変わることになる。

実務上の問題点

ア．組織再編の定義

法人税法では、合併、分割、現物出資について固有の定義を設けておらず、合併法人、分割法人等の定義(法人税法第2条)を通じて間接的にその定義を与えているにすぎない。この場合、合併、分割、現物出資等の概念は、ひとまず日本の私法上の定義にゆだねられることになるが、日本の私法上もこれについて特に定義を与えているわけではなく、日本の私法上の合併、分割、現物出資の概念を解釈し、これを外国法人の再編に適用する必要性が生じる。

合併・分割の法律構成が異なる国での再編や、そもそも我が国の合併に相当する法律行為が存在しない国での再編が生じる場合、我が国私法上の合併・分割等の概念を諸外国の組織再編に適用するに当たって、どの程度、合併・分割等の法律構成を斟酌する必要があるのか、実務上判断に窮するケースも少なくない。例えば、米国におけるスピンオフ³と呼ばれる組織再編は、概念的には我が国の分割型分割に類似しているが、(分割承継会社の株式ではなく)既存の子会社株式を株主に割り当てることもできる点で、我が国の分割型分割とは異なる。このような会社分割を我が国の税務上、分割の範疇に属する行為ととらえるのか、会社分割の過程において生じる一連の取引を各個別の取引に分解して、それぞれの取引ごとに課税関係を判定していくのか判断に窮するところである。先のみずほホールディングスによるグループ内組織再編では、銀行の保有する子会社株式を、新設した持株会社に移転する行為を会社分割という形態を使って行っている。会社分割といった場合、分割の対象が、「会社」という器に重点を置くのか、利益獲得のために会社が行っている「営業」という実質に重点を置くのか議論の余地はあるが、子会社の管理監督を一つの営業として考えれば、どちらに重点を置くのかの議論にかかわらず、会社分割の形態を利用して組織再編を行ったといえるのではないかと考える。ここで重要なことは、国外の組織再編に適用する我が国私法上の合併・分割等の概念の捉え方が、それを適用する者ごとに異な

って、安定的な組織再編税制の運用に重大な支障をきたすおそれがあるということである。

イ．外国法人の利益積立金

ひとたび海外の組織再編が我が国税務上非適格と判断された場合には、株主にはみなし配当課税が生じることになる。この場合にみなし配当となる金額は、組織再編によって取得した譲受法人株式の一株当たりの価額のうち、移転法人の一株当たり資本等の額を超える金額であるが、現地の税務上は、非課税の組織再編であるため組織再編によって発行される株式の価額の算定を要求されないにもかかわらず、我が国の税務上の要請により、時価を算定した上でみなし配当の金額を算定する必要が生じることになり、著しく困難を極めることになる。また、再編時のみなし配当の計算の問題だけでなく、税務上非適格であっても、会計帳簿上移転法人の利益剰余金が譲受法人に引き継がれた場合で、再編後の事業年度に現金配当された場合には、二重課税が生じる可能性があるので、それが生じないように十分な制度的手当てが必要と考えられる。

ウ．種類株式の取扱い

法人税法では、持分割合の算定の基準として「発行済株式総数等」を用いているが、外国法人の場合には、往々にして種類株式が多用されており、発行済株式総数等を基準にすると、議決権の過半数は所有しているが発行済株式総数等の過半数は所有していないという状況が生じる可能性がある。この場合には、我が国税法を適用すれば、共同事業要件を充たさない限り適格の取扱いにならない。そもそも課税繰延要件が持分関係によって異なるのは、移転する事業に対して「支配の継続」がある場合に課税を繰り延べるという趣旨に基づいているためであり、「支配」は通常議決権を通じて具現するものであることをかんがみれば、「発行済株式総数」を基準とした場合、必ずしもその趣旨が達成できない状況も考えられる。また、分割型分割における適格要件として、分割法人の株主の有する分割法人株式の数の割合に応じて、分割承継法人株式が割り当てられることが挙げられているが（法人税法第2条12の11号）、外国においては種類株式が発行されていることが多く、必ずしも分割型分割類似取引において、上記の要件が充たされとは限らないという問題もある。

エ．現金の交付に関する規定

我が国組織再編税制は、我が国の組織再編実務（現金が交付されるケースは稀）を前提として設計されているため、現金の交付があるものについては、原則これらを非適格として取り扱うこととしているが（これに対し株式交換等については、一定の交付金の交付まで課税繰延要件が緩和されている。）、海外においては、株式及び現金の両方を対価とする買収・再編が頻繁に行われており、意思決定の主体が外国法人であり、現金の交付が受動的に決定される（発行済株式総数等では我が国法人が50%を超えるが、議決権割合では50%

未満の場合にこのような事態が起こり得る。)ことをもって、これがすべて非適格とされた場合には、移転法人の株主は組織再編が実行された時点でみなし配当、譲渡損益について課税が生じることになる。

(2) 法人税法の組織再編税制における内国法人の取扱い

国外への資産の移転に係る問題点

ア．対象資産の範囲

外国法人の 25%以上の発行済株式総数等を所有する場合の当該外国法人株式を除く国内の事業所にある資産は、適格現物出資の対象資産から除外されているが(法人税法施行令第4条の2)、例えば、支店形態で海外事業を展開している場合における販売権、ノウハウその他工業使用权等の自己創設の無形資産の所在が、国内か外国かの判断が困難である場合がある。

イ．分割型分割における問題点

国外への資産の移転は、現物出資等による資産の移転ばかりではない。例えば、100%のグループ内において、内国法人が資産を分割型新設分割によって承継法人に移転し、新株を海外の株主に割り当てた場合で、当該株主がその後当該新株を譲渡した場合には、租税条約締結国によっては、株式譲渡益が我が国で課税されないことも生じ得るが、これは、分割法人が資産・事業を直接第三者に譲渡し、譲渡対価を配当・減資等の手続で海外の株主に分配した場合と比較して、我が国での課税が著しく軽減されることになるという課税関係となる。

産業再生法に係る税法上の手当て

平成 15 年度の改正産業活力再生特別措置法(以下「産業再生法」という。)において、認定事業者が認定計画に従って、吸収分割又は吸収合併を行う際に、新株の発行に代えて、金銭又は他の株式会社の株式を交付することができることが規定された(合併対価の柔軟化)(産業再生法第12条の9)。この規定を適用すれば、国境を越えたいわゆる三角合併(合併によって発行される株式が合併法人の株式ではなく、合併法人の親会社等である外国法人の発行する株式である合併)等の組織再編が可能となる。一方、現行税法では、このような取引に係る課税上の手当てを別段していないため、現行の組織再編税制をこれらの取引に適用すれば、譲受法人の株式以外の資産が交付される組織再編は非適格組織再編となり(法人税法第2条)移転法人において資産・負債の移転に係る譲渡損益を認識する必要が生じる。また、合併又は分割型分割における被合併法人又は分割法人の株主は、合併法人又は承継法人の株式以外の資産が交付された場合には、みなし配当に加えて譲渡

損益を認識する必要がある(法人税法第 61 条の 2)。さらに、合併法人又は承継法人が、被合併法人又は分割法人の株式を一部保有している場合には、これらの株式についても、合併法人又は承継法人の株式割当等を受けたものとみなして、みなし配当及び譲渡損益の計算をすることとされており(同条)。実際には資産の交付を受けていないため、担税力のない合併法人や承継法人に納税義務が生じることになるという問題も生じる。

(3) 租税特別措置法の株式交換等に係る取扱い

株式交換等に係る規定

株式交換等に係る課税の特例は、租税特別措置法第 67 条の 9 に設けられており、同条では、課税繰延べの取扱いの適用を商法上の株式交換に限定している。したがって、外国法人が我が国の株式交換に相当する手続を行った結果、我が国の株主が新株の交付を受けた場合には同条の適用はなく、原則どおりの譲渡となり課税取引となる。

このことは、我が国における組織再編税制において検討したように、特定外国子会社等が株式交換等の一環として保有する株式の交換に応じた場合等にも同様の問題が生じる。例えば、外国関係会社が保有する株式を、株式交換を通じて譲渡し、現地の税法上は課税繰延べの取扱いを受けた場合に、これを当該外国関係会社の負担する租税の額の割合を算定する際に、非課税所得として当該事業年度の所得の金額の計算上加算する必要があるかどうか等は、解釈上問題が生じるところである。

また、合併、分割型分割については、適格要件として我が国の再編に限定しているわけではなく、海外における合併、分割型分割に相当する手続を経た結果、我が国の株主が新株の交付を受けた場合には、課税繰延措置の適用の余地が残されている。株式交換が組織再編の一手段であることをかんがみれば、株式交換と合併の税制において、課税繰延措置を認めるか否かについての考え方に不整合が生じているのは合理的ではない。さらに、海外における株式交換類似の組織再編により、我が国株主が新株の交付を受けた場合と、海外における合併により新株の交付を受けた場合で、合併の場合だけ課税繰延措置の適用が受けられる場合、株主の立場からはその経済的効果になんら変わりがないにもかかわらず、前者の場合には、単に組織再編が海外で行われたというだけで譲渡益課税の対象となってしまう。

産業再生法に係る税法上の手当て

上記の吸収合併・吸収分割における合併対価の柔軟化と同様に、産業再生法は株式交換を利用する場合においても、認定事業者は 金銭又は 他の株式会社の株式を交付することができる旨を規定している。この規定を利用すれば、外国会社が株式交換により、我が国の会社の 100%株式を当該外国会社の株式を対価として取得することが可能である。ただ

し、租税特別措置法第 67 条の 9 に規定されている課税繰延べの要件を充たさない限りにおいては、課税繰延べの取扱いを受けることはできない。株式交換の場合には、合併や分割と異なり、特定親会社が保有する特定子会社株式について、株式交換により株式割当等を受けたものとみなすという規定はないため、課税繰延べの要件が充足されていない場合でもこれらの株式に係る譲渡損益は生じない。

4 実務上の問題点を解決するための検討

次節で詳細に述べるが、米国では外国法人を当事者とした組織再編の取扱いに係る規定が整備されており、外国法人との事業統合や外国子会社等の組織再編に係る課税関係の安定性や予測可能性が相当程度確保されている。これと比較して我が国の制度を省みれば、その内容は既に検討したとおりであり、国際的組織再編に関する我が国企業の自由度は低いと言わざるを得ない。今後、外国資本の対内直接投資の拡大や我が国企業の国際的組織再編を促進し、もって我が国の経済の発展を図るためには、税制上の手当てが不可欠であるといっても過言ではない。本節では、このような実務界・産業界のニーズを実現するための組織再編税制の課題とそれを解決する方向性について検討する。

(1) 外国における組織再編の取扱い

我が国税制は、私法上の経済行為を前提として課税関係を決定することを原則としており、税法独自に定義された概念以外は私法等で用いられる概念を借用する。しかしながら、既に検討してきたとおり、そもそも我が国にいう「合併」や「分割」といった概念と法律手続や法律効果が全く同一のものは諸外国には存在しない。例えば、諸外国にいう merger、consolidation、amalgamation 等の取引が、我が国の商法上の「合併」に、法律手続及び法律効果について厳密に該当するとは言いがたい。例えば、米国における reverse triangular merger は、merger でありながら（被合併法人ではなく）合併法人の株主が株式の交換に応じる形態であり、明らかに我が国の「合併」とはその考え方を異にするものである。また、英国における amalgamation は、営業の全部譲渡及び譲渡法人の解散と性格付けられるが、我が国の合併は清算手続を経ない会社の解散とされ、これも我が国の「合併」とはその法的性格を異にする。

このような状況において、諸外国における組織再編の結果、我が国株主が株式の交付を受けた場合等、何らかの課税関係が生じる場合、その組織再編がどのような性質のものであり、その結果課税関係はどのようなになるのかという点について、納税者の負担において私法上の法律関係を適用し、税務上の判断を加えるのは、過度の負担といわざるを得ない。取引及びその課税関係の法的安定性を確保するためには、できるだけ私法上の取扱いを尊重した上で課税関係を決定する制度は大きな長所を持つが、一方で、私法上の性格付

けが万能ではない局面も多々生じるのも事実であり、国際的組織再編はその典型といえる。このような問題を解決する一つの試案として、税法が組織再編について独自の定義を設け、もって課税関係の安定性及び予測可能性を高めることが考えられる。税法上の非課税組織再編についての定義を設けることにより、株式交換に類似する取引や合併に類似する取引あるいはスピノフ、スプリットオフ⁴といったような、我が国商法上前提とされていない取引についても、我が国の課税関係を独立して判断することができるようになる。組織再編について、具体的にどのような定義をするかは、今後の検討課題であるが、諸外国における組織再編に対応可能であり、かつ株式交換及び合併・分割等に係る株主の課税関係について整合性が取れた定義とすることが望ましい。一つの参考として米国における組織再編の定義を次節で検討する。

(2) みなし配当に対する二重課税の排除

前述したように、税務上適格組織再編に該当しない場合で、会計上移転法人の利益剰余金⁵が、組織再編によって譲受法人に引き継がれる場合には、二重課税を排除するためにも、組織再編時においてみなし配当を認識することは避けるべきであると考え。仮に、早期課税の観点から、それが認められないとされる場合には、譲受法人から現金配当があったときに、その配当は、まず、組織再編時に認識されたみなし配当からなるものとして、益金不算入処理を適用する等、首尾一貫した取扱いを講じる必要がある必要と考える。また、この取扱いを可能とするためには、現地の法人の会計帳簿の記録とは独立した、我が国税法上の利益積立金に係る記録を保持することが必要となる。

(3) 外国における取引慣習の考慮

組織再編税制は、我が国の合併等の再編における慣行を前提として、金銭等の交付がないことをその適格要件として挙げており、また持分割合を判断する場合等における株式数は「発行済株式数等」を基礎としているが、諸外国における組織再編には、交付金を伴うものや種類株式が用いられている場合も多く見られ、我が国税法の現行規定をこのような取引慣行を前提とした組織再編にも一律に適用すれば、不合理な課税関係が生じることになる。このような状況に対応するために、交付金に係る要件を緩和し、交付金があることのみをもって、課税の繰延べの規定の適用を妨げることはせずに、例えば、交付金の金額に係る部分のみを課税取引とし、それ以外の株式で受け取った部分は、課税の繰延べを認めるようにする必要があると考える。また、種類株式の存在を斟酌すれば、組織再編の実行を決定できる議決権株式を持分割合の判断基準とすることの方が合理的であると考え。さらに、債券的要素の強い優先株式についてはこれを交付金等とする等、外国における取引慣行にも対応できる税制が望ましい。

(4) 国外への資産の移転に係る取扱い

国外に資産が移転する場合の取扱いについて、現行税制では現物出資及び事後設立における資産の移転について規定を設けているが、我が国の課税権が国外に脱漏することを防止するために、現物出資や事後設立における資産の国外移転ばかりではなく、一定の株式の国外移転についても課税権が確保されている必要がある。例えば、分割型分割により株式が国外に移転する場合や、国境を超えた三角合併により、株式が国外に移転する場合、国外に移転した後の課税機会を逸失する可能性がある場合には、国外に移転する時点で課税することが望ましい。特に国境を超えた三角合併等により、非課税で非居住者又は外国法人が内国法人株式と外国法人株式を交換する場合で、当該内国法人株式が事業譲渡類似株式（法人税法施行令第187条第5項）に該当する場合には、もはや当該外国法人株式を譲渡しても国内源泉所得とはならず、繰り延べられる譲渡益について我が国で課税権を逸失することになるので、課税の脱漏がないよう手当が必要であると考え。一つの参考として次節で米国の制度について検討する。

また、無形資産の取扱いについては、国内・国外の判定が困難であるケースも多いので、無形資産が国外へ移転したかどうかにかかわらず、国外において無形資産が使用され、使用収益が生じている場合で、当該無形資産の生成に費やした金額を過去に我が国において損金の額としている場合には、当該使用収益のうち独立企業間料率に相当するロイヤルティを受け取ったものとみなして課税関係を決定する等の規定を、移転価格税制と関連した規定として手当てすることも検討を重ねていかななくてはならない。

(5) 合併対価の柔軟化への対応

現行の組織再編税制を前提とすれば、いわゆる三角合併・三角分割（以下「三角合併等」という。）において親会社株式等を交付した場合、譲受法人の株式以外の資産が交付されることになるので、すべて非適格再編ということになる。また、三角合併等のためだけの法人（ビークル）を設立し、これを合併法人等とする場合には、そもそもこの法人に事業がないので、共同事業要件を充たすことはできない。これでは、三角合併等による産業界の再編や国境を超えた事業統合が著しく阻害されることが懸念されるので、適格組織再編の条件として認められる合併対価等として、譲受法人の株式のみならず、譲受法人を支配している法人の発行する株式を加え、さらに共同事業要件について一定の緩和をして三角合併等に課税繰延べの手当てが必要と考える。

(6) 株式交換と三角合併等との整合性

現行の組織再編税制は、組織再編を「株式を対価とする資産・負債の移転」として整理しており、合併及び分割型分割においては、譲渡法人が譲受法人から一度対価として受け

取った新株等を直ちに株主に交付したものである（法人税法第 62 条第 1 項後段）。一方、株式交換は特定子会社の株主と特定親会社による直接の株式の交換取引として整理されている。したがって、課税の繰延べの手当てがない場合において、合併により株式の交付を受ける被合併法人の株主と、株式交換により株式の交付を受ける特定子会社株主の課税関係は異なることになる。

組織再編や株式交換が非課税で行われる限りにおいては上記のような問題は生じないが、ひとたび課税取引となる場合には、株主による支配の獲得という観点から見た場合の両者の取引に差異がないにもかかわらず、課税関係は異なることになるが、これは株式交換における特定子会社の利益積立金に変動が生じないのに対して、合併等の場合には、被合併法人等の利益積立金が合併等を通じて合併法人の資本等に振り替えられるという事情に起因していると考えられる。しかしながら、三角合併等に用いられるピークルは、100%の親子関係を創設するために、便宜的に合併法人等となることのみを目的として設立されており、いわば合併前のその存在は名目的で、合併後の合併法人の実態は被合併法人等の実態からなんら変わっていないことから、三角合併等の場合にも上記のようなみなし配当課税が適用されるのは、株式交換との実質的整合性を欠くことになるといわざるを得ない。三角合併等が株式交換と同様に 100%の親子関係を創設する手続であることをかんがみれば、三角合併等の課税関係を株式交換並みに、株主レベルでの課税は譲渡益課税のみとし、みなし配当は認識しないこととすることが妥当である（したがって、法人レベルでは利益積立金の資本等組入れも生じない。）

また、組織再編税制では合併法人等が保有している被合併法人等の株式についても、合併法人等によって一度新株の割当てが（合併法人等自身に）あったものとみなして、みなし配当及び譲渡損益の計算することとされているのに対し、株式交換においては、実際に交換された株式に係る譲渡損益のみ課税される。三角合併等における合併法人等は、合併等の際に資産の交付を受けるわけではなく、担税力は認められないのであり、株式交換における株主と同様に、合併法人等が保有する被合併法人等株式に係る課税関係はこれを生じさせない取扱いとすることも考えていかななくてはならない。

5 米国における組織再編の国際的側面に係る考察

最後に参考として、米国における組織再編税制が本報告において指摘した問題に対して、どのような対応をしているかに焦点を絞って考察を加える。我が国組織再編税制は、再編の対象となった法人という組織よりも事業に着目し、その事業に対する「支配の継続」がある場合には一定の要件のもとに課税の繰延べを認めるという立場をとっているのではないかと考えられる。以下に検討する米国の組織再編税制は、その基本的枠組みが異なることや、会社法が州法として制定されているため統一的な私法に依拠することができないという環境の違いはあるものの、会社法が州法であるために数多くの州際再編に係る問題や、

最大の資本輸出国であるがゆえに組織再編の国際問題にも数多く対応しており、本報告書で取り扱った問題点を解決するための糸口としては参考となる点が多い。

(1) 組織再編の定義及び課税の繰延べ

米国における組織再編税制は、内国歳入法 368 条(a)(1)において、「組織再編」の定義を設け、同 354 条(a)で「組織再編」において株式の交付を受ける株主に係る課税の繰延べの規定を、同 361 条(a)で「組織再編」において株式と交換に資産を移転した法人に係る課税の繰延べの規定を置いている。組織再編の定義は、A 型から G 型まで規定されている。E 型は、資本の再構成、F 型は法人の組織変更(実体の変更を伴わない登記や法人格の変更等)、G 型は連邦破産法 11 条(民事再生手続に係る規定)その他の規定の適用による資産の移転(ただし、譲受法人の株式を対価としたものに限る。)と定義されており、A 型から D 型がいわゆる我が国の税法における組織再編に相当するものであるので、本報告では A 型から D 型に焦点を絞り検討する。

組織再編の定義

A 型は「会社法上の合併」と定めており、私法に依拠した定義となっているが、B 型、C 型及び D 型は再編の手続及び「できあがり」に着目してそれが私法上どう取り扱われるかにかかわらず、税務上、一定の要件の基に「組織再編」として独自に定義している。B 型は「一方の法人が他方の法人の株式を当該一方の法人(又は当該一方の法人を支配している法人の)議決権株式のみを対価として取得し、(取得直前に当該一方の法人が当該他方の法人を支配していたかどうかにかかわらず)取得の直後に一方の法人が他方の法人の支配をしている場合における当該取得」として、いわゆる株式交換及び三角株式交換について定義している。ここにいう「支配」とは、同条(c)において、「議決権株式及びすべての種類の株式の株式数の 80%以上を所有すること」と定義されている。また、C 型は、同様に「一方の法人が他方の法人の実質的にすべての資産を当該一方の法人(又は当該一方の法人を支配している法人の)議決権株式のみを対価として取得する場合の取得における当該取得(ただし、他方の法人の負債を一方の法人が引受けた場合は、議決権株式のみを対価とする要件を満たしているかどうかの判断に影響を与えないものとする。)」¹⁾ D 型は、「一方の法人が他方の法人に資産の移転をし、当該一方の法人及びその株主が当該移転の直後に当該他方の法人を支配し、かつ当該他方の法人が内国歳入法 354 条、355 条又は 356 条に規定する方法で株式の交付をする場合における当該移転」と定義されており、私法に依拠せずに税法独自の定義を与えている。したがって、海外の子会社が現地法に基づいて組織再編を行っても、米国税務上の取扱いは、それが私法上の合併に相当するのか営業譲渡に相当するのか、あるいは株式の現物出資なのか株式交換に相当するのといった判断は必要なく、米国税務上の定義に従った判断をすればよいことになる。

また、同条(a)(2)(D)では、A型の合併において、合併法人を支配している法人の株式を対価とする場合について、「一方の法人が、当該一方の法人を支配する法人の株式を対価として、他方の法人の実質的にすべての資産を取得する場合（次に掲げる要件を満たすものに限る）A型に定める合併に該当するものとして取り扱う」旨の規定を設け、その要件として、当該一方の法人（合併法人）の株式が対価として用いられていないこと、当該合併が当該一方の法人を支配する法人を合併法人とする合併である場合に、A型に該当すること、すなわち会社法に則って合併が行われていることの二つを挙げている。さらに、同条(a)(2)(E)では、A型の合併において、被合併法人を支配している法人の議決権株式を対価とする場合について、「被合併法人を支配している法人（支配法人）の株式を対価として合併を行うことを理由として、A型に該当しないものとして取り扱うことはない（次に掲げる要件を満たすものに限る。）」旨の規定を設け、その要件として、合併法人は実質的にすべての資産及び実質的にすべての合併法人の資産（当該支配法人の株式を除く。）を当該合併後に有すること、合併法人の株主が保有する（「支配」を構成するのに十分な）株式と交換に当該支配法人の議決権株式を取得すること、の二つを挙げている。

また、同条(a)(2)(G)では、C型に係る要件として、資産を移転した法人（すなわち、株式を取得した法人）が、当該株式及びその他の資産を組織再編の計画に従って分配することを挙げており、同条(a)(2)(H)ではD型に係る取扱いとして、354条(b)(1)(A)及び(B)の要件を満たす場合におけるD型について、「支配」は（368条(c)ではなく）304条(c)に定める「支配」を用いること（すなわち、80%ではなく50%の持分関係を基準とする。）355条（及び同条に関連して356条）の要件を満たす場合におけるD型について、株式を分配する法人の株主が分配された当該株式を処分すること又は分配された株式を発行する法人が追加で新株を発行することは、D型の要件を満たしているかどうかの判断をする上でこれを考慮しない旨の規定を設けている。

株主の課税の繰延べ

内国歳入法 354 条では、368 条(a)(1)で定義された「組織再編」を引用し、組織再編において、保有する株式と交換に組織再編の当事者である法人(a party to reorganization)の株式が交付される場合には、株式の譲渡に係る損益は認識しない旨の規定が設けられている。ただし、換金性の高い優先株式（同法 351 条(g)(2)）については、株式として取り扱われまい（同法 354 条(a)(2)(C)）ので課税の繰延べの適用はない。）。また、同法 355 条(a)(1)では、一方の法人（支配法人）が支配をしている法人（被支配法人）の株式を株主に分配する場合又は当該株主が保有する株式と交換する場合における課税関係について、租税回避目的でないこと、支配法人及び被支配法人共に当該分配後に事業に従事していること等の要件を充足していることを前提として、株式の交付を受けた株主に係る課税の繰延べの規定を設けている。同条(a)(2)では、当該分配が株主の保有する株式数に応じた分配でなくても課

税の繰延べの規定の適用がある旨、株式を分配する法人の株式と交換でなくても課税の繰延べの規定の適用がある旨及び 368 条(a)(1)(D)に規定する組織再編に関連した株式の分配でなくても課税の繰延べの規定の適用がある旨を規定している。また、354 条における株式の交付と同様に、換金性の高い優先株式（同法 351 条(g)(2)）については、株式として取り扱われない（同条(a)(3)(D)）。なお、株式を分配する法人についても、組織再編における株式の分配かどうかにかかわらず原則として課税関係は生じない（同条(c)(1)）。

株式以外の資産の交付（以下「交付金等」という。）がある場合について、内国歳入法 356 条(a)では、当該交付金等がなければ同法 354 条又は 355 条の規定を適用できる場合、当該交付金等の金額を限度として、課税所得を認識する旨の規定を設けている。また、当該交付金等が配当の性質を有するものであれば、これを配当所得として認識し、配当所得の金額を超える場合（利益積立金の金額を超える場合）には、これを譲渡益として認識する旨の規定をしている。

同法 358 条は、資産と交換により株式及び交付金等を取得した株主の当該株式の取得価額について、原則として交換に供した資産の帳簿価額を引継ぎ、交付を受けた交付金等の公正価額及び当該交換において認識した譲渡損の合計額を控除し、配当所得（交付金等に含まれている部分）及び譲渡益として認識した金額の合計額を加算した金額とする旨の規定をしている。すなわち、これは譲渡した資産の帳簿価額のうち、株式で受け取った部分に対応するものだけが、当該株式の取得価額として引き継がれることを規定したものである。

法人の課税の繰延べ

内国歳入法 361 条(a)は、組織再編の当事者である一方の法人が、組織再編の当事者である他方の法人の株式と交換に当該一方の法人の資産を譲渡した場合には、当該一方の法人は、当該資産の譲渡に係る課税所得を認識しない旨の規定をしている。また、同条(b)では、当該一方の法人が、資産の譲渡の対価として他方の法人の株式の他に交付金等を取得した場合、当該交付金等を組織再編の計画に従ってすみやかに一方の法人の株主に分配した場合には資産の譲渡益は認識せず、当該交付金を分配しない場合には、当該交付金の公正価額を限度として譲渡益を認識する旨の規定をしている。

また、法人が組織再編において取得した資産の受入価額について、同法 362 条(b)は、資産の移転法人の帳簿価額及び当該移転法人が認識した譲渡益の合計額を、資産の受入価額とする旨の規定をしている。

(2) 外国法人に係る取扱い

国外への資産の移転

内国歳入法 367 条(a)(1)は、同法 354 条、356 条、361 条等に規定される課税の繰延べの取扱いについて、資産が外国法人に移転する交換取引に関しては、当該外国法人を「法人」として取り扱わない旨の規定をしている。外国法人が「法人」として取り扱われないので、課税の繰延べに係る規定の適用がないために、外国法人に資産が移転する交換取引は、通常の課税取引となる。ただし、国外での事業に使用する目的で資産を外国法人に移転する場合には、当該外国法人は「法人」として取り扱われ、移転法人で譲渡損益は認識されない（同法 367 条(a)(3)(A)）⁵。この規定の例外として、米国法人の外国支店の資産を外国法人に移転する場合で、米国本店で使った当該外国支店の損失のうち、米国本店だけの所得と相殺するために使われた当該外国支店の損失がある場合には、当該損失額を限度として、当該資産の移転について米国本店で譲渡益を認識する（同条(a)(3)(C)）⁶。また、外国法人の株式が移転する場合にも、譲受外国法人は「法人」として取り扱われる。（同条(a)(2)）。同法 355 条における株式の分配についても、上記の「交換取引」と同様の取扱いを受ける（同法 367 条(c)(1)、(e)(1)）。

また、同条(b)は、同条(a)(1)に規定する交換取引において、米国から外国法人に資産が移転していない場合には、外国法人を「法人」として取り扱う旨を定めている。これらの取引として、外国法人同士の組織再編や外国子会社による外国孫会社の設立、外国孫会社の外国子会社への清算等に伴う取引が挙げられる。

無形資産の取扱い

無形資産の国外への移転は、内国歳入法 367 条(a)(1)の規定の適用は受けず、特別の定めが同法 367 条(d)に設けられている。すなわち、無形資産の国外への移転について、これを譲渡とせず、譲受法人がこの無形資産を継続して使用する場合にはその使用から生じる収益の一部をロイヤリティとして、また、譲受法人が当該無形資産を処分した場合には、当該処分から生じる処分益の一部として、移転法人が当該譲受法人から受け取ったものとみなす旨の規定をしている。この規定は、無形資産の生成に費やす研究開発費を米国において控除し、これを国外の製造子会社等に移転することにより、当該無形資産から生じる所得に対して、米国での課税を回避しようとする取引を防止することを目的としており、対象となる無形資産は広範に定義されている。

国外への株式の移転

米国法人が米国法人株式と交換に外国法人株式を取得する取引は、米国から国外へ資産の移転が生じることになるが、以下の要件を充足することを前提として、内国歳入法 367

条(a)の規定は適用されず、したがって、課税が繰り延べられる。(財務省規則 1.367(a)-3(c))

- 当該米国法人株式の譲渡者による当該外国法人の保有割合が合計で 50%以下であること
- 当該米国法人株式の譲渡者のうち、当該株式発行法人の役員又は 5%以上の株主による当該外国法人の当該交換取引直後の保有割合が合計で 50%以下であること
- 当該米国譲渡者が当該外国法人の 5%以上の株主でないこと、又は、5%以上の株主の場合には、交換取引後 5 年以内に当該外国法人によって行われた当該米国法人株式の譲渡について、譲渡益が生じた場合において当該米国譲渡者が譲渡益を認識することについて合意をすること
- 当該外国法人が交換取引前 36 か月の間米国外で事業に従事していること

(3) 配当の定義

内国歳入法 316 条(a)は、配当について「法人からの資産の分配で利益積立金からなるものをいう」と定め、さらに、法人からの資産の分配については、利益積立金を限度としてすべて利益積立金を原資として行われるものとする旨の規定をしている。したがって、資産の分配の私法上の性質（配当の支払い、減資、株式の消却等）にかかわらず、米国税法の適用上は、資産の分配は、最初に利益積立金を限度としてこれを配当として取り扱い、これを超える金額は資本の返還、さらにこれを超える場合には譲渡益として取り扱われる。また、米国法人が株主として外国法人の組織再編の当事者となった場合でも、外国法人の「組織再編」に係る現地の課税関係や当該外国法人の会計帳簿の記録にかかわらず、当該外国法人の米国税務上の利益積立金の金額により、課税関係が決定される。

(4) 国際事業統合の実務について

欧米諸国において、実際に行われる株式を対価とした国際事業統合（国籍の異なる法人が事業を統合する企業結合）は、我が国における株式交換のような強制株式交換による事例は稀であり（国境を越えた強制株式交換が私法上可能であるとは限らないため）、実務的には 100%の持分を取得する場合には三角合併を用いるケースが多く、また公開買付けによる「エクスチェンジオファー」も多く用いられている（この場合には 100%の持分の取得ができるとは限らない。）

米国の会社法は各州でそれぞれ独自の定めを有しており、州によって取扱いが異なるが、多くの州では三角合併をすることができる。これに対し、いわゆる 100%の親子関係を創設する強制株式交換に相当する手続を有する州は限られており、実務的には株式交換に比べ、合併の方が税務上の取扱いも融通がきく（例えば、「組織再編」として課税の繰延べの規定

の適用を受けるためには、株式交換の場合には議決権株式のみを対価とし交付金等は利用できない等の制約がある。) こととあいまって、実務的には三角合併が多用されている。イギリスの BP Amoco 社が米国の ARCO(Atlantic Richfield. Company)社を買収した事例、ドイツの Daimler Benz 社が米国の Chrysler 社を買収した事例、フランスの Cap Gemini 社が米国の Ernst & Young のコンサルティング部門を買収した事例等は、三角合併が利用され、課税繰延べの適用を受けている。米国の三角合併に係る規定は、上記のとおり、正三角合併については内国歳入法 368 条(a)(2)(D)に、逆三角合併については同条(a)(2)(E)に設けられており、いずれの規定も州法に基づく合併(A 型)の亜種として位置付けられている。

以 上

-
- ¹ 組織再編に係る法人税制は、株式交換及び株式移転を併せて検討する必要があるが、これらの制度は導入後間もないこともあり、今後その実体等を見極めながら見直しが行われる予定(平成 13 年度自民党税制改正大綱)。
 - ² 朝長秀樹、山田博志「会社分割等の組織再編成に係る税制(案)についての質問に対する回答について」租税研究 2001 年 3 月号 83 頁参照。
 - ³ 米国型会社分割の一つ。子会社(新設又は既存子会社)株式を親会社の株主に交付すること。
 - ⁴ 米国型会社分割の一つ。親会社の株主が保有している親会社株式と交換に子会社株式(新設又は既存子会社)を親会社の株主に交付すること。必ずしも株主が保有する親会社株式数に応じて子会社株式が交付されるわけではない。
 - ⁵ この例外規定の対象とならない資産として、棚卸資産、(割賦)売掛金、外貨建資産、無形資産、移転法人によってリースされている資産が挙げられている(内国歳入法 367 条(a)(3)(B))。
 - ⁶ 一般に「取戻し課税」という。内国歳入法 904 条(f)においても、取戻し課税の規定が設けられているが、同条では、外国支店の資産の処分から生じる益金の額は、過去に国外源泉所得に係る損失が米国源泉所得の金額を減少させた金額を限度として、米国源泉所得として取り扱うが、367 条(a)における取戻し課税は、904 条(f)の規定が適用された後に適用されるので、国外源泉所得として取り扱われる。